

法人税法 解答速報

第76回税理士試験 法人税法解答速報 第1版(2028年8月10日 11:00現在)

解答は弊社独自の見解に基づき作成するもので、主催者の解答を保証するものではありません。

また、解答は予告なく変更することがあります。

〔第一問〕

問 1 (1)

A 社
1 益金の額
<u>有償又は無償による資産の譲渡に係るその事業年度の収益の額100,000,000円①は、内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上その事業年度の益金の額に算入すべき金額①となる。</u>
2 損金の額
<u>その事業年度の収益に係る譲渡原価の額30,000,000円①は、内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上その事業年度の損金の額に算入すべき金額①となる。</u>
3 寄附金
(1) 原則
<u>寄附金の額は、寄附金、拠出金、見舞金その他いずれの名義をもってするかを問わず、内国法人が金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与（広告宣伝費、見本品費、交際費、接待費及び福利厚生費とされるべきものを除く。）をした場合①のその金銭の額若しくは金銭以外の資産のその贈与時の価額①又はその経済的な利益のその供与時の価額による。</u>
(2) 低額譲渡等の場合
<u>内国法人が資産の譲渡をした場合において、その譲渡の対価の額がその資産のその譲渡時の価額に比して低いとき①は、その対価の額とその価額との差額のうち実質的に贈与をしたと認められる金額は、寄附金の額に含まれる。①以上から、本問の寄附金の額は土地の時価100,000,000円と対価の額40,000,000円との差額60,000,000円①となる。</u>
(3) 損金不算入等
<u>内国法人が支出した寄附金の額（一定の寄附金の額を除く。）の合計額60,000,000円のうち、一般寄附金の損金算入限度額を超える部分の金額は、各事業年度の損金の額に算入しない。①</u>
<u>なお、一般寄附金の損金算入限度額までの支出は、その事業年度の損金の額に算入①される。</u>
B 社
資産の低額譲受け
<u>資産の低額譲受けに係るその事業年度の収益の額60,000,000円（土地の時価100,000,000円と対価40,000,000円の差額）①は、内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上その事業年度の益金の額に算入すべき金額①となる。</u>

8月7日(金) 20:30 より解答速報会を LIVE 配信で実施！！
得点すべき箇所、合格ラインの目安など一挙公開！！

法人税法 解答速報

問 1 (2)

① 個人株主の場合
イ A 社
(1) A 社の解答に加え、次のとおり。
① 完全支配関係
一の者との間に当事者間の完全支配関係（一の者が法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係①）がある法人相互の関係は、完全支配関係①となる。
㊦ 譲渡損益調整資産の意義
固定資産、土地等（固定資産に該当するものを除く。）、有価証券、金銭債権及び繰延資産で譲渡の直前の帳簿価額が千万円に満たない資産その他一定のもの以外のもの①をいう。
本問は帳簿価額 3 千万円の土地のため、譲渡損益調整資産に該当①する。
㊧ 損益の繰延べ
内国法人（普通法人又は協同組合等に限る。）が譲渡損益調整資産を完全支配関係がある他の内国法人（普通法人又は協同組合等に限る。）に譲渡した場合には、その譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額又は譲渡損失額相当額は、その譲渡した事業年度の損金の額又は益金の額に算入①する。本問の場合は 70,000,000 円を損金の額に算入①する。
㊨ 通知
譲渡損益調整資産であることを譲渡先に通知①する。
ただし、C 社が外国法人の場合は上記の適用はなく、移転価格税制の適用がある。
ロ C 社
(1) B 社の解答と同じ。
② 法人株主の場合
イ A 社
(2) ①イ A 社の解答に加え、次のとおり。
① 寄附金の損金不算入
内国法人がその内国法人との間に法人による完全支配関係がある他の内国法人に対して支出した寄附金の額は、各事業年度の損金の額に算入しない①。C 社が内国法人であれば、60,000,000 円の寄附金の全額が損金不算入①となる。
ロ C 社
(2) ①ロ C 社の解答に加え、次のとおり。
① 受贈益の益金不算入
内国法人がその内国法人との間に法人による完全支配関係がある他の内国法人から受けた受贈益の額は、各事業年度の益金の額に算入しない。① C 社が内国法人であれば、

8月7日(金) 20:30 より解答速報会を LIVE 配信で実施！！
得点すべき箇所、合格ラインの目安など一挙公開！！

法人税法 解答速報

問 1 (2) (続き)

60,000,000円の受贈益の額は、益金不算入①となる。

問 1 (3)

イ A社の専務取締役 a の場合

(1) A社 1 及び 2 に加え、次のとおり。

給与には債務免除益その他の経済的な利益を含むもの①とするため、法人の資産の低額譲渡に当たるとして土地の時価100,000,000円と対価40,000,000円の差額60,000,000円は役員給与①となる。

内国法人がその役員に対して支給する給与（一定のものを除く。）のうち次のいずれにも該当しないものの額は、各事業年度の損金の額に算入しない①。よって、60,000,000円は損金不算入①となる。

8月7日(金) 20:30 より解答速報会を LIVE 配信で実施！！
得点すべき箇所、合格ラインの目安など一挙公開！！

法人税法 解答速報

問 2 (続き)

4 事業年度
事業年度は、法人の財産及び損益の計算の単位となる期間（以下「会計期間」という。）で、法令で定めるもの又は法人の定款、寄附行為、規則、規約等（以下「定款等」という。）に定めるものをいう。
法令及び定款等に会計期間の定めがない場合には、設立等の日以後2月以内に会計期間を定めて納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。その届出をすべき人格のない社団等がその届出をしない場合には、その年の1月1日から12月31日までの期間が事業年度①となる。本問の場合は、収益事業開始の日が当期の4月1日のため、4月1日から12月31日までの期間が事業年度①となる。
5 株式会社と異なる経理に当たって税務上求められる事項、税務署長に対して行う手続
(1) 人格のない社団等においては、収益事業から生じた所得のみが課税対象となるため、会計帳簿を「収益事業」と「収益事業以外の事業（非収益事業）」とに明確に分けて区分経理する必要①がある。
(2) 人格のない社団等が新たに収益事業を開始した場合には、収益事業開始等届出書を、収益事業を開始した日から2月以内に提出する必要①がある。
(3) 人格のない社団等が新たに収益事業を開始した場合に青色申告の承認を受ける場合には、新たに収益事業を開始した日以後3月を経過した日とその開始日を含む事業年度終了の日のいずれか早い日の前日までに青色申告承認申請書を提出しなければならない。①

配点：① 1 つにつき 1 点

【合計50点】

8月7日(金) 20:30 より解答速報会を LIVE 配信で実施！！
得点すべき箇所、合格ラインの目安など一挙公開！！

無断転写禁

法人税法 解答速報

〔第二問〕

問 1

【資料 1】（各行ごとにすべて正答できて★）

加算・減算	項目	総額	留保	社外流出
減算	納税充当金支出事業税等	3,018,000 円	3,018,000 円	
加算	損金経理納税充当金	31,925,400 円	31,925,400 円	
加算	損金経理法人税及び地方法人税	5,662,500 円	5,662,500 円	
加算	損金経理住民税	677,800 円	677,800 円	
加算	損金経理附帯税等	2,700 円		2,700 円
加算	損金経理罰科金等	12,000 円		12,000 円
加算	未払不動産取得税否認	2,560,600 円	2,560,600 円	
計算過程				
損金経理納税充当金 $21,855,300 + 1,842,700 + 8,227,400 = 31,925,400$ 円				

【資料 2】（一括償却資産の調整項目につきすべて正答できて★）

加算・減算	項目	総額	留保	社外流出
加算	一括償却資産損金算入限度 超過額	250,000 円	250,000 円	
計算過程				
(1) 機械装置 A 修繕費損金算入★ (2) 器具備品 B・C ($B \frac{12}{36} > C 0.500 \times \frac{1}{12}$) 中小少額取得価額損金算入（次の計算過程で★） B C ともに取得価額 40 万円未満のため、適用あり $B 21 \text{ 台分 } 2,625,000 + C 375,000 = 3,000,000 \text{ 円} \leq 3,000,000 \text{ 円} \times \frac{12}{12} \therefore \text{損金算入}$				

8月7日(金) 20:30 より解答速報会を LIVE 配信で実施！！
得点すべき箇所、合格ラインの目安など一挙公開！！

法人税法 解答速報

【資料2】(続き)

計算過程
(3) 一括償却資産 (B残り3台分) $125,000 \times 3 - 125,000 \times \frac{12}{36} = 250,000 \text{円}$

【資料3】(各行ごとにすべて正答できて★)

加算・減算	項目	総額	留保	社外流出
減算	受取配当等の益金不算入	24,730,926 円		24,730,926 円
加算	G社株式計上もれ	1,782,000 円	1,782,000 円	
加算	法人税額控除所得税額	473,141 円		473,141 円
計算過程				
(1) 短期所有株式等 $2,000 \times \frac{8,000 \times \frac{3,000}{5,000 + 3,000}}{8,000} = 750 \text{株} \quad 3,800,000 \times \frac{750}{8,000} = 356,250 \text{円} \star$				
(2) 配当等の額 ① 完全子法人株式等 20,000,000円★ ② 関連法人株式等 みなし配当 $30,000,000 \div 180,000,000 = 0.167 \text{ (小数点以下3位未満切上)}$ $120,000,000 \times 0.167 = 20,040,000 \text{円} < 30,000,000 \text{円} \quad \therefore 20,040,000 \text{円}$ $10,800,000 - 20,040,000 \times \frac{18,000}{50,000} = 3,585,600 \text{円} \star$				

8月7日(金) 20:30 より解答速報会を LIVE 配信で実施！！
得点すべき箇所、合格ラインの目安など一挙公開！！

法人税法 解答速報

【資料3】(続き)

計算過程

③ その他株式等

1,200,000円★

④ 非支配目的株式等

3,800,000-(1)=3,443,750円

(3) G社株式簿価(加算・留保)

① 会社計上

54,000,000-10,800,000=43,200,000円

② 税務上

54,000,000-54,000,000×0.167=44,982,000円

③ 計上もれ

②-①=1,782,000円

(4) 控除負債利子

① (2)②×4%=143,424円★

② (4,452,300+250,000)×10%=470,230円★

③ ①<② ∴ ①

(5) 益金不算入(減算・社外流出)

20,000,000+(3,585,600-143,424)+1,200,000×50%+3,443,750×20%=24,730,926円

(6) 法人税額控除所得税額(加算・社外流出)

1/2 > 1/12 ∴ 簡便法有利

$$581,970 \times \frac{5,000 + (8,000 - 5,000) \times \frac{1}{2}}{8,000} (0.813) = 473,141 \text{円}$$

8月7日(金) 20:30 より解答速報会を LIVE 配信で実施！！
得点すべき箇所、合格ラインの目安など一挙公開！！

法人税法 解答速報

【資料3】(続き)

計算過程

【資料4】(各行ごとにすべて正答できて★)

加算・減算	項目	総額	留保	社外流出
減算	H社個別貸倒引当金繰入超過額認容	5,000,000円	5,000,000円	
加算	H社個別貸倒引当金繰入超過額	3,000,000円	3,000,000円	
加算	I社個別貸倒引当金繰入超過額	2,000,000円	2,000,000円	
加算	貸倒損失否認	130,000円	130,000円	
加算	一括貸倒引当金繰入超過額	3,286,160円	3,286,160円	
計算過程				
(1) 前期H社個別貸倒引当金繰入超過額認容 $17,000,000 - (12,000,000 + 30,000,000 \times \frac{10-6}{10} - 12,000,000) = 5,000,000円$				
(2) 当期H社個別貸倒引当金繰入超過額 $15,000,000 - (12,000,000 + 30,000,000 \times \frac{10-6}{10} - 12,000,000) = 3,000,000円$				
(3) I社個別貸倒引当金繰入超過額 全額損金不算入				
(4) 貸倒損失否認 備忘価額を残す経理せず★130,000円				
(5) 一括評価金銭債権(完全支配関係がある他の法人に対する金銭債権を除く。)				
① 期末一括評価金銭債権 $(759,353,000 - 65,333,000) + 145,750,000 + 3,500,000 + 130,000 = 843,400,000円★$				

8月7日(金) 20:30 より解答速報会を LIVE 配信で実施！！
得点すべき箇所、合格ラインの目安など一挙公開！！

法人税法 解答速報

【資料4】(続き)

計算過程

② 貸倒実績率

$$\frac{(335,000 + 502,000 + 8,765,000 + 17,000,000 - 5,000,000) \times \frac{12}{36}}{\div 3} = 0.00780\cdots \rightarrow 0.0079$$

$$\begin{aligned} \times & 490,000 + 866,774,000 + 703,000 + 921,823,000 + 990,000 + 978,256,000 \\ & = 2,769,036,000\text{円} \\ & = 0.00780\cdots \rightarrow 0.0079\star \end{aligned}$$

③ 実質的に債権とみられない金額

イ 原則法

$$F \quad 750,000\text{円} < 9,952,000\text{円} \quad \therefore 750,000\text{円}\star$$

$$\begin{aligned} I \quad 3,950,000\text{円} > \text{買掛金}420,000 + \text{預り保証金}2,000,000 &= 2,420,000\text{円} \\ \therefore 750,000\text{円}\star \end{aligned}$$

$$\text{未収地代} \quad 3,500,000\text{円} > 1,000,000\text{円} \quad \therefore 1,000,000\text{円}\star$$

$$\text{合計} \quad 4,170,000\text{円}$$

ロ 簡便法

$$\text{①} \times \times 0.005 = 4,197,250\text{円}$$

$$\times \quad 0.00535 \rightarrow 0.005\star$$

$$\text{ハ} \quad \text{イ} < \text{ロ} \quad \therefore 4,170,000\text{円}$$

④ 繰入限度額

$$\text{イ} \quad \text{①} \times 0.0079 = 6,662,860\text{円}$$

$$\text{ロ} \quad (\text{①} - 4,170,000) \times \frac{8}{1,000}\star = 6,713,840\text{円}$$

$$\text{ハ} \quad \text{イ} < \text{ロ} \quad \therefore 6,713,840\text{円}$$

⑤ 繰入超過額

$$10,000,000 - \text{④} = 3,286,160\text{円}$$

(6) 一括貸倒引当金繰入超過額認容

$$5,000,000\text{円} \leq 5,255,365\text{円} \quad \therefore 0$$

8月7日(金) 20:30 より解答速報会を LIVE 配信で実施！！
得点すべき箇所、合格ラインの目安など一挙公開！！

法人税法 解答速報

【資料 5】（各行ごとにすべて正答できて★）

加算・減算	項目	総額	留保	社外流出
加算	交際費等の損金不算入	2,600,000 円		2,600,000 円
加算	土地計上もれ	500,000 円	500,000 円	
減算	原価算入交際費認定損	122,641 円	122,641 円	
加算	広告宣伝用繰延資産償却超過額	578,125 円	578,125 円	

計算過程

(1) 交際費等

① 接待飲食費

$$500,000 + 8,800,000 = 9,300,000 \text{ 円}$$

$$150,000 \div 15 = 10,000 \text{ 円} \leq 10,000 \text{ 円} \quad \therefore \text{損金算入} \star$$

② ①以外

$$1,300,000 \text{ 円}$$

③ ①+②=10,600,000 円

$$\textcircled{4} \quad 9,300,000 \times 50\% = 4,650,000 \text{ 円} \star < 8,000,000 \times \frac{12}{12} = 8,000,000 \text{ 円} \star$$

⑤ ③-④=2,600,000 円

(2) 土地計上もれ（加算・留保）

$$500,000 \text{ 円}$$

(3) 原価算入交際費認定損（減算・留保）

$$(1) \times (2) \div (1) \textcircled{3} = 122,641 \text{ 円}$$

(4) 繰延資産（加算・留保）

$$6 \text{ 年} \times \frac{7}{10} = 4.2 \text{ 年} \rightarrow 4 \text{ 年} < 5 \text{ 年} \quad \therefore 4 \text{ 年} \star$$

$$750,000 - 750,000 \times \frac{11}{4 \times 12} = 578,125 \text{ 円}$$

8月7日(金) 20:30 より解答速報会を LIVE 配信で実施！！
得点すべき箇所、合格ラインの目安など一挙公開！！

法人税法 解答速報

問 2

番号	項目	金額	計算過程
(1)	繰延資産償却 賃借料	★27,777 円 ★1,000,000 円	繰延資産 $1,000,000 \times \frac{1}{3 \times 12} = 27,777$ 円 賃借料1,000,000円
(2)	賃借料	★1,009,800 円	$122,400 \times 12 \times 3 = 4,406,400 - 4,039,200 = 367,200 \leq 4,039,200 \times 0.2 = 807,840$ ★ 3 月 $\leq$ 9 月 $\times 50\%$ ∴ 適用あり 1,009,800 円 $(4,039,200 \times \frac{9}{36})$
(3)	賃借料	★720,000 円	$360,000 \times 12 \times 2 - 6,480,000 = 2,160,000$ 円 $> 6,480,000 \times 0.2$ ∴ 適用なし ★ 3 月分 36 万 + 短期前払費用 (4 月分) 36 万 = 720,000 円
(4)	減価償却	★1,320,000 円	$4,400,000 \times \frac{12}{60-20} = 1,320,000$ 円
(5)	支払利利息 減価償却	★2,400,000 円 ★6,000,000 円	利息 $(67,200,000 - 48,000,000) \times \frac{12}{8 \times 12} = 2,400,000$ 円 $51,200,000 \times 0.200 = 10,240,000$ 円 ★ $\geq 80,000,000 \times 0.06552 = 5,241,600$ 円 ∴ 10,240,000 円 $> 500,000 \times 12 = 6,000,000$ 円 (売却となっているため、減価償却費勘定で計上不可) ∴ 6,000,000 円

配点：★ 1 つにつき 1 点

【合計50点】

8月7日(金) 20:30 より解答速報会を LIVE 配信で実施！！
得点すべき箇所、合格ラインの目安など一挙公開！！

無断転写禁



ライブお疲れさま会

のご案内

今年の税理士試験を受験された皆様のこれまでの努力を労いつつ、試験後に新たな一歩を一緒に考える生配信「お疲れさま会」をYouTube Liveにて下記の日程で生配信いたします。

配信中はチャットを通じたご相談も大歓迎です。気になることは相談しつつ、一緒に同じ科目に挑戦する予定の皆さんで集まって、来年度の試験に向けてスタートダッシュを切りましょう！



配信日時

簿記論・財務諸表論

8月11日 (火・祝)
11:00~

 桑原先生・中村先生・熊取谷先生
穂坂先生・福山先生・榊先生・佐藤先生
担当講師

税法科目

8月11日 (火・祝)
14:00~

 桑原先生・山本先生・田中先生
榊先生・小出先生
担当講師

※アーカイブ配信も行う予定です。

税理士WEB講座の特長



- ・ **オンラインでどこでも学習OK**
自宅にいながら実力派講師の講義が受けられます。
- ・ **後からでも、何度でも受講OK**
受講期間内は好きな時に繰り返し見直せます。
- ・ **スマホ・タブレットにダウンロードOK**
通信料を気にせず、外出先でも学習できます。

※WEB講座受講画面をイメージしたはめ込み画像です。
※WEB講座の内容・サービス等は予告なく変更となる場合がございます。
最新の情報はネットスクールホームページにてご確認ください。



ネットスクール公式YouTubeチャンネルにて生配信
<https://www.youtube.com/@netschoolcorp>

🔍 ネットスクール YouTube ×



分割払い金利無料キャンペーン実施中！ 2026/9/30 (水)正午まで

